

# NEWS LETTER

August 2023 - Vol.29

## CHEMCURRENT's お知らせ

(株)ケムカレントでは、'化評法 - 既存化学物質共同登録' について理解を深めるために  
ご要望の際に以下のように1:1相談サービスをご提供いたします。

-下記-

- 対象: 相談をご希望する企業
- 日程: お客様のご要望に合わせて協議後に確定
- 言語: 3か国語のうちご要望の言語をご指定下さい。(韓国語/日本語/英語)
- 相談方法: 要請により対面/非対面可能
- 所要時間: 30~60分(Q&A時間を含む)
- 詳細な内容:
  - 既存化学物質の共同登録概要のご説明
  - 登録予定の既存化学物質に対するデータギャップ(Data gap screening)
  - 物質別の登録戦略策定
  - 物質別登録時の予想費用を算出
  - 韓国政府の支援サービスの種類と詳細な内容のご説明
  - 協議体内での役割別、登録前後の準備事項
  - Q&A

多くの関心及びご参加をお願いいたします。その他のお問い合わせがございましたらご連絡ください。  
ありがとうございます。

※ 本ニュースレターには、詳細な告示内容をご確認いただけるよう添付ファイル  が付いております。

- Adobe Acrobat Reader: [表示→表示切り替え→ナビゲーションパネル→添付ファイル]を選択
- その他のPDFビューア: [表示]メニューにて添付ファイル表示などを選択

## 目次

化評法(K-REACH).....	3
法律の動向 - 改正・予告(案)など .....	3
[国立環境科学院告示 第2023-41号]「有毒物質の指定告示」の一部改正 .....	3
[国立環境科学院告示第2023-42号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」の一部改正.....	3
[雇用労働部公告第2023-468号]「廃棄物管理法施行令一部改正令案」立法予告 .....	3
[環境部公告第2023-469号]「廃棄物管理法施行規則一部改正令案」立法予告.....	4
[環境部告示 第2023-183号]「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正.....	4
[環境部公告第2023-501号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行令一部改正令(案)」立法予告 .	5
[環境部公告第2023-502号]「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則一部改正令(案)」立法予告 .....	5
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど .....	7
皮膚感作性QSAR結果を活用した教育ワークショップのご案内 .....	7
2023年度既存化学物質登録コンサルティング支援事業の公告 .....	7
2023年度有害性試験資料生産支援事業の公告 .....	7
有害性情報DBなど活用セミナー(2次)開催のご案内 .....	8
新規化学物質申告コンサルティングモデル事業公告のご案内 .....	8
化学製品安全法(K-BPR) .....	9
法律の動向 - 改正・予告(案)など .....	9
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど .....	10
殺生物製品承認申請事前検討制度の施行に関するご案内.....	10
承認猶予対象殺生物物質の有害性試験資料生産、提供の需要調査に関するご案内(修正) .....	10
殺生物製品の効果・効能試験方法及び総合資料説明会発表資料を掲示.....	11
重大市民災害予防のための安全保健管理システムを構築するためのコンサルティング事業説明会のご案内.....	11
2023-2次 生活化学製品申告企業を対象とする教育のご案内(ソウル).....	11
殺生物剤の環境危害性評価方法ガイド及び環境暴露評価ツール(BPEAT)修正のご案内 .....	12
産業安全保健法(ISHA) .....	13
法律の動向 - 改正・予告(案)など .....	13
[雇用労働部公告第2023-393号] 産業安全保健法施行規則一部改正令(案)立法予告 .....	13
国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど .....	14

## 化評法(K-REACH)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

#### [国立環境科学院告示 第2023-41号] 「有毒物質の指定告示」の一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」により有害性審査を完了した物質のうち有害性が高い物質を新規有毒物質として指定するために「有毒物質の指定告示」を告示します。

#### 改正理由

[別表] のうち、固有番号“97-1-24”欄、“97-1-106”欄、“97-1-205”欄及び“2005-1-547”欄の化学物質の名称を次のように各々改正し、固有番号“2023-1-1115”欄の次に“2023-1-1116”欄から“2023-1-1118”欄までを次のように新設します。

#### 参考資料

国立環境科学院ホームページ(<https://www.nier.go.kr/NIER/>, 法令情報→告示/例規/公告)  
(番号: 1486、公告日: 2023-08-01)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER\_2023-41.pdf** をご参考下さい。

#### [国立環境科学院告示第2023-42号]「化学物質の分類及び表示等に関する規定」一部改正

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」に従い、「化学物質の分類及び表示等に関する規定」を改正・告示します。

#### 改正理由

[別表4] イ(有毒物質)の固有番号“97-1-24”欄、“97-1-106”欄、“97-1-205”欄及び“2005-1-547”欄を次のように各々改正し、固有番号“2023-1-1115”欄の次に“2023-1-1116”欄から“2023-1-1118”欄までを次のように新設します。

[別表4] ハ(制限物質)の固有番号“06-05-13”の次に“06-05-14”欄を次のように新設します。

#### 参考資料

国立環境科学院ホームページ(<https://www.nier.go.kr/NIER/>, 法令情報→告示/例規/公告)  
(番号: 1487、公告日: 2023-08-01)

※ 詳細な内容は本PDFの添付ファイル **NIER\_2023-42.pdf** をご参考下さい。

#### [環境部公告第2023-468号]「廃棄物管理法施行令一部改正令案」立法予告

「廃棄物管理法」施行令一部改正令案の立法予告にあたり、その理由及び主な内容を国民に予め知らせ、これに対する意見を収れんするために「行政手続法」第41条により次のように公告します。

**改正理由**

有害化学物質のうち、制限物質、許可物質、禁止物質、事故防備物質を廃棄物分類に含め、管理システムを一元化し、人体分泌物が一般医療廃棄物に含まれることを明確にするためです。

**主な内容**

指定廃棄物の種類を明確化：指定廃棄物のうち‘廃有毒物質’を‘廃有害化学物質’に変更

**参考資料**

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>)(告示日：2023-08-04)

**[環境部公告第2023-469号]「廃棄物管理法施行規則一部改正令案」立法予告**

「廃棄物管理法」施行規則一部改正令案の立法予告にあたり、その理由及び主な内容を国民に予め知らせ、これに対する意見を収れんするために‘行政手続法’第41条により次のように公告します。

**改正理由**

規制の合理化のために、有害化学物質を含む廃棄物収集・運搬及び処分の手続きを「廃棄物管理法」に一元化するなど、今までの制度運営過程において提議された改善・補完事項を反映するためです。

**主な内容**

1. 指定廃棄物処理計画の提出者を明確にする：指定廃棄物処理計画の提出者のうち、‘廃有毒物質を排出する事業者’を‘廃有害化学物質を排出する事業者’に変更
2. 指定廃棄物の詳細な分類を明確にする：廃棄物の詳細な分類のうち‘廃有毒物質’を‘廃有害化学物質’に変更し、許可物質、制限物質、事故防備物質など詳細な項目を追加

**参考資料**

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>)(告示日：2023-08-04)

**[環境部告示 第2023-183号]「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」一部改正**

「有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定」を改正・告示します。

**主な内容**

有毒物質、制限物質、禁止物質及び許可物質の規定数量に関する規定一部を次のように改正します。  
- 別表1第2号の数量基準表のうち、連番“1254”欄の次に“1255”欄から“1260”欄までを新設

**参考資料**

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>)(告示日：2023-08-10)

※ 詳細な内容は本 PDF の添付ファイル **MOE\_2023-183.pdf** をご参考下さい。

## 【環境部公告第2023-501号】「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)立法予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行令一部改正令(案)が立法予告されました。

### 改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正(法律第19172号、2023.1.3.一部改正、2024.1.4.施行)されることにより、新設された過怠金の賦課基準を設定するなど、法律にて委任された事項とその施行に必要な事項を定めるための改正です。

### 主な内容

#### イ. 重点管理物質含有製品の変更申告及び化学物質を登録・申告した者などの地位承継申告に対する化学物質情報処理システムの処理、委任・委託など根拠を設ける。

1. 国外製造・生産者が選任した者が法第33条による重点管理物質含有製品の変更申告及び法第45条の2による化学物質を登録・申告した者などの地位承継申告に関する業務を遂行できるように改正
2. 法第33条による重点管理物質含有製品の変更申告及び法第45条の2による化学物質を登録・申告した者などの地位承継申告に関する業務を化学物質情報処理システムを通じて処理できるように改正
3. 法第33条による重点管理物質含有製品の変更申告受付業務を‘流域環境庁長’または‘地方環境庁長’に委任し、法第45条の2による化学物質登録・申告した者などの地位承継申告受付業務を韓国環境公団に委託

#### ロ. 製品に含有された重点管理物質の変更申告を行っていない場合や化学物質を登録・申告した者などの地位承継を未申告した場合に対する過怠金賦課基準を設ける。

法第33条第1項による製品に含有された重点管理物質の変更申告を行わない場合や偽りの変更申告を行った場合及び法第45条の2第2項を違反したり、化学物質を登録・申告した者などの地位を承継した者が申告しない場合には、その違反回数により1回違反時には600万ウォン、2回違反時には800万ウォン、3回違反時には1,000万ウォンの過怠金を賦課するなど、過怠金賦課の詳細な基準を設ける。

### 参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>)(告示日: 2023-08-25)

## 【環境部公告第2023-502号】「化学物質の登録及び評価等に関する法律施行規則一部改正令(案)立法予告

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」施行規則一部改正令(案)が立法予告されました。

### 改正理由

「化学物質の登録及び評価等に関する法律」が改正(法律第19172号、2023.1.3.一部改正、2024.1.4.施行)され、製品に含有された重点管理物質の変更申告及び化学物質を登録・申告した者の地位承継申告の手続きと手数料を定めるなど、法律にて委任された事項とその施行に必要な事項を定める一

方、企業の営業秘密保護を強化するために、危害性資料を提出せず登録された化学物質を譲渡する際、登録番号・申告番号の代わりに登録・申告該否を記載するように改正することで、現行制度の運営上に現れた一部不備な点を改善・補完するためです。

## 主な内容

### イ. 化学物質を譲り渡す際の情報伝達資料を簡素化(案第36条第1項)

現行規定は危害性資料を提出せずに登録された化学物質を譲渡する場合、物質安全保健資料に該当化学物質の登録番号・申告番号を追記し提供するようにしているが、登録番号・申告番号が公開される場合、企業の営業秘密が開示される恐れがあるという意見が提起され、登録番号・申告番号に代わって登録・申告有無を記載するよう改善

### ロ. 製品に含有された重点管理物質の変更申告導入など(案第42条新設)

1. 製品に含有された重点管理物質の総量が50%以上増加した場合や重点管理物質が含有された製品の輸入者や委託者の構成が変更した場合には、重点管理物質変更申告を行うように、変更申告の事由を追加
2. 製品に含有された重点管理物質の含有量が30%以内で変更した場合は、変更申告を省略

### ハ. 化学物質を登録・申告した者などの地位承継と関連する手続きを定める(案第55条の3新設)

化学物質を登録・申告した者などが死亡したり、当該営業を譲渡した場合、または法人である化学物質製造者・輸入者が合併した場合には、その相続人、譲受人または合併後に法人の地位を承継できるよう関連手続きを定める。

### ニ. 重点管理物質の申告・変更申告及び化学物質を登録・申告した者などの地位承継申告の手数料規定を補完(案別表11)

現行の50,000ウォンである重点管理物質の申告手数料を20,000ウォンに調整し、重点管理物質の変更申告手数料と化学物質を登録・申告した者の地位承継申告手数料を各々15,000ウォン、2,000ウォンに策定

## 参考資料

電子官報ホームページ(<https://gwanbo.go.kr/>)(告示日: 2023-08-25)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

### 皮膚感作性QSAR結果を活用した教育ワークショップのご案内

環境部国立環境科学院では、OECD QSAR toolboxのDASS予測結果と細胞試験結果を活用した皮膚感作性評価法に関する教育ワークショップを次のように開催します。OECD QSAR toolboxを活用し皮膚感作性を予測し、非動物試験資料と一緒に適用した皮膚感作性評価、QSAR予測結果の信頼性評価方法などを教育します。

- 日時: 2023. 8.10(木曜日) 10:30~13:00
- 場所: ソウル大学
- お問い合わせ: (株)TO21 02-6005-1229 / hjin@to21.co.kr

### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>, お知らせ)(登録日: 2023-08-03)

### 2023年度既存化学物質登録コンサルティング支援事業の公告

化評法第10条により、年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入使用とする者は、2030年までに段階的に登録しなければなりません。また、2024年登録猶予物質(100~1000トン)の登録時に、中小企業及び産業界の負担を軽減するために、環境部では“既存化学物質登録コンサルティング支援事業”を実施します。

- 支援対象: 2024年登録猶予物質(100~1,000トン)をサポートし、2024年11月までに登録可能もしくは既に登録された物質、協議体の代表者選定が完了し、中小・中堅企業2社以上が積極的構成員(アクティブメンバー)の物質
- 支援する内容: 既存化学物質共同登録コンサルティング費用一部支援(最大登録トン数基準)
- 申請期間: 23.9.4 ~ 23.11.30(木曜日) \* 早期締め切り可能
- 申請方法: 協議体代表者が化学物質登録支援システム(sbm.kcma.or.kr)を通じて申請

### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>, お知らせ)(登録日: 2023-08-04)

### 2023年度有害性試験資料生産支援事業の公告

化評法第10条により、年間1トン以上の既存化学物質を製造・輸入使用とする者は、2030年までに段階的に登録しなければなりません。また、2024年登録猶予物質(100~1000トン)の登録時に、中小企業及び産業界の負担を軽減するために、環境部では“有害性試験資料生産支援事業”を実施します。

- 支援対象: 2024年登録猶予物質(100~1000トン)をサポートし、2024年11月までに登録可能もしくは既に登録された物質、協議体の代表者選定が完了し中小・中堅企業2社以上が積極的構成員(アクティブメンバー)の物質

- 支援する内容：企業が国内GLP試験機関を通じて生産した有害性試験資料費用支援、動物代替試験は所要費用の80~95%、一般試験は60~70%支援
- 申請期間：23.9.4 ~ 23.11.30(木曜日) \* 早期締め切り可能
- 申請方法：協議体代表者が化学物質登録支援システム(sbm.kcma.or.kr)を通じて申請

### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>, お知らせ)(登録日：2023-08-04)

### 有害性情報DBなど活用セミナー(2次)開催のご案内

事前申告した既存化学物質を対象に「既存化学物質の有害性情報確認・提供事業」を推進本事業では、産業界の化学物質登録に対する負担を軽減するため、化学物質の有害性情報確認によるデータベース(DB)構築、国や国際機関での評価報告書を活用した省略事由及び証明資料の例示(以下“有害性評価報告書活用資料”という)を設け公開します。化学物質登録提出資料の確保など、化学物質登録に困難を来している産業界をサポートするため、有害性情報DBと省略理由および証明資料作成例示を通じた活用セミナーを開催します。

- 目的：産業界における既存化学物質登録制度の履行負担を軽減するための化評法の履行戦略と有害性情報DBなど事業紹介及び公開情報の産業界活用方法を案内
- 開催：環境部
- 主管：韓国化学物質管理協会、韓国生産技術研究院
- 日時：2023.8.31(木)、14:00~17:00
- 場所：ウルサン展示コンベンションセンター UECO
- 参加対象：有害性情報DB、有害性評価報告書例示公開資料の活用、有害性情報資料の確認及び有害性評価報告書の作成が困難な企業、化評法第10条による化学物質登録担当者など

### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>, お知らせ)(登録日：2023-08-09)

### 新規化学物質申告コンサルティングモデル事業公告のご案内

化学安全産業界支援団から以下のように「新規化学物質申告無償コンサルティング支援計画変更案内」をお知らせします。

	既存公告	変更公告
申請期間	2023.7.10. ~ 2023.9.30.	2023.7.10.~ 2023.8.31.

### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

産業界支援センター(<https://www.chemnavi.or.kr/>, お知らせ)(登録日：2023-08-18)

## 化学製品安全法(K-BPR)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

---

※ 8月化学製品安全法-法律の動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

※ 添付資料及び詳細な事項は参考資料に記載されたウェブサイトにてご確認ください。

### 殺生物製品承認申請事前検討制度の施行に関するご案内

環境部では国立環境科学院の完備性検討期限を短縮するため、殺生物製品の承認申請事前検討制度を8月から施行します。

#### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 204、登録日: 2023-08-01)

### 承認猶予対象殺生物物質の有害性試験資料生産、提供の需要調査に関するご案内(修正)

- 事業の内容: 殺生物剤の承認申請時に必要な有害性試験資料を政府が生産し、産業界が承認申請資料として活用できるよう低価格で提供
- 対象物質: 承認履行予定の既存殺生物物質
- 試験項目: 人体・動物及び環境有害性情報(必須提出試験資料を優先とします)
- 申請方法: 協議体代表者が化学物質登録支援システム(sbm.kcma.or.kr)を通じて申請
  - ※ 詳細な試験項目および生産量は、産業界の需要調査結果および試験機関の条件を考慮して調整。試験対象(物質または製品)の提供が必要
- 申請期間: 随時受付中
- 申請対象: 殺生物剤承認を予定する企業(共同提出は協議体代表者)
- 申請方法: E-mail(glpdata@keco.or.kr)
- 申請書類

区分	提出書類	注意事項	備考
1	申請書(需要調査書を含む)	協議体代表者作成	添付1
2	申請物質の情報記録紙	COA、MSDS基盤の資料作成	添付2
3	申請物質 COA及びMSDS、分析法	試験に使用される資料情報	-

- 申請方法: 支援条件を満たしているかどうかを確認した後、評価基準に従って優先順位を適用
  - ※ (評価基準) 取扱業者数、中小企業数、流通量、製品タイプ多様性、中小企業比率など(選定結果発表) 化学製品管理システムホームページまたは有線(E-mail含む)
- お問合せ
  - 担当機関: 韓国環境公団(信頼性保証部)(電話番号 032-590-4774、4778)

#### 参考資料

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 205、登録日: 2023-08-01)

**殺生物製品の効果・効能試験方法及び総合資料説明会発表資料を掲示**

化学製品管理システムの「殺生物剤 - お知らせ」ページに、殺生物製品の効果・効能試験方法および総合資料説明会の発表資料が掲示されました。

**参考資料**

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 206、登録日: 2023-08-02)

**重大市民災害予防のための安全保健管理システムを構築するためのコンサルティング事業説明会のご案内**

○ 概要: 重大災害法施行(「2022.1.27」)により、殺生物剤を取り扱う企業は、重大市民災害予防のための安全・保健を確保する義務を果たすために、安全保健管理システム構築のコンサルティング事業を開催

○ 支援する内容:

- 重大災害処罰法上の安全保健管理システム及び化学製品安全法上の有害危険要因診断点検
- 安全・保健計画書作成支援

○ 説明会の日時

- (1次) 2023.8.8(火曜日) 10:00~12:00
- (2次) 2023. 8. 9(水曜日) 14:30~16:30

○ 参加方法: ウェブ会議(Zoom)

**参考資料**

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 207、登録日: 2023-08-03)

**2023-2次 生活化学製品申告企業を対象とする教育のご案内(ソウル)****1.教育の目的**

- 生活化学製品の制度案内及び届出方法等教育により、届出企業の理解度増進を図る
- 告示の変更点を中心とする最新動向を教育することで、企業の制度対応力量を強化

**2.教育案内**

- (日時) 2023年9月8日(金)14:00~18:00
- (場所) 韓国環境産業技術院 大講堂 (2F)

**参考資料**

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 申告対象安全確認対象生活化学製品(韓国環境産業技術院))(番号: 122、登録日: 2023-08-08)

**殺生物剤の環境危害性評価方法ガイド及び環境暴露評価ツール(BPEAT)修正のご案内**

化学製品管理システムにて、“殺生物剤の環境危害性評価方法ガイド及び環境暴露評価ツール(BPEAT)修正に関するご案内”を公示します。

**主な内容**

殺生物剤環境危害性評価方法案内書、殺生物剤環境暴露評価ツール(BPEAT)ユーザー説明書及び殺生物剤環境暴露評価ツール(BPEAT)に一部修正事項を反映して添付ように再案内します。

※ 土壌湿潤-乾燥重量転換係数1.10を修正反映

**参考資料**

※ 詳細は、下記の掲示文内の添付ファイルをご参考ください。

化学製品管理システム(<https://chemp.me.go.kr/>、お知らせ → 殺生物剤)(番号: 208、登録日: 2023-08-18)

## 産業安全保健法(ISHA)

### 法律の動向 - 改正・予告(案)など

#### [雇用労働部公告第2023-393号] 産業安全保健法施行規則一部改正令(案)立法予告

##### 1.改正理由及び主な内容

処分に対する異議申立に関し、「行政基本法」と産業安全保健法との間の適用関係を明確にするための産業安全保健法改正案が公布されたことにより、現行施行規則に定められた事項のうち、法律で上方立法された内容を削除し、条文番号を整備して法体系の整合性を確保

##### 2.意見提出：

この改正案に対してご意見のある機関・団体または個人は2023年9月13日までに国民参加立法センター(<http://opinion.lawmaking.go.kr>)を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を雇用労働部長官に提出して下さい。

- イ.予告内容に対する賛成または反対意見(反対の場合は、その理由も記載)
- ロ.お名前(機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名)、住所及び電話番号
- ハ.その他の参考事項など

##### ※ 意見提出送付先

- 一般郵便：(郵便番号30148) 82, Beobwon-ro, Sejong-si, 化学事故予防課
- 電子メール：hnelec@korea.kr
- FAX: 044) 202-8094

##### 参考資料

雇用労働部ホームページ(<https://www.moel.go.kr/>)、法令情報 → 立法・行政予告(番号: 1980、登録日: 2023-08-04)

## 国内動向 - 支援事業・移行ガイドなど

---

※ 8月産業安全保健法-法律の動向に関する内容はありません。

化評法(K-REACH)

化学製品安全法(K-BPR)

産安法(ISHA)